

乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン及び乾燥弱毒生麻しんワクチンの供給について
(更新情報)

平素は、本会活動の推進に対しまして、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会から案内がありました。

本事務連絡は、武田薬品工業社より、力価の安定性等の再評価の結果、本年3月までに出荷されたロット（Y315、Y316 及び Y318）について、短縮して設定した有効期限内でも力価が規格を満たさない可能性が示されたため、使用を停止し、使用可能とされているロット（Y320 又は Y321）との交換を行う等の見解が追加で示された旨、連絡するものです。

また、本年4月以降に出荷するロット（MR ワクチン：Y322、Y323、Y326、Y327、Y329、Y330、麻しん単独ワクチン：F115）についても、当面、承認を受けた有効期間での使用は、力価が規格を満たさない可能性が否定できないため、短縮した有効期限を新たに設定し、製品包装に表示するとしています。

その他の概要は下記のとおりです。

貴会におかれましてはご了知の上、関係医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

●武田薬品工業株式会社問い合わせ先：0120-186-107

○本年4月以降、麻しん単独ワクチンは、出荷される1ロットを除き、当面、欠品となるため、麻しんに係る予防接種に際して、同ロット使用後はMR ワクチンの使用を検討すること。

○第一三共社及び阪大微生物研究会製 MR ワクチンの出荷量の調整は継続されること。

○引き続き、卸売販売業者及び医療機関に対し、以下の点に留意するよう記載されていること。

➢ 卸売販売業者は、定期の予防接種（第1期及び第2期）の対象者への接種機会を確保するため、定期接種を実施する小児科等の医療機関へのワクチンの供給を優先すること。また、在庫量を確認の上、必要な場合は、地域間、営業所間の在庫融通を行うとともに、必要に応じて都道府県及び市区町村と連携すること。

➢ 卸売販売業者は、医療機関等からの予約・注文を受ける場合には、必要に応じてワクチンに関する在庫量等について情報提供を行うこと。また、医療機関等から注文を受ける際には、ワクチンの偏在が起らないように、医療機関等の在庫を確認した上で、随時、必要量を供給すること。なお、新規開業により納入実績のない医療機関等から新たにワクチンの注文があった場合等に、当該医療機関等が不利とならないよう、配慮すること。

➢ 医療機関等がワクチンの予約・注文を行う場合には、例えば、前年同時期の使用実績よりも大幅に多い量の納入を求めることや、製品のロットを指定して早期の一括納入を求めること等、必要以上に早期又は多量の納入を求める予約・注文を行わないこと。また、ワクチンの予約・注文は、ワクチンの供給ペースを考慮することが望ましく、接種希望者から申込みがあった段階で必要に応じて行うこと。

【参考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2024ken2_182.pdf

※閲覧にはユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員ID（日医刊行物送付番号）の10桁の数字（半角で入力）です。

宛名シール下部に印刷されている10桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下2桁、月2桁、日2桁」を並べた6桁の数字（半角）